

平成 29 年度 はびきの「軽トラ市」出店者募集要項

1. 目的

羽曳野市内において、軽トラックの荷台などに市域の枠を超えた地域特産品（野菜や果物、加工品や工芸品等、自慢の一品）や飲食物を、通常よりもお手頃価格で宣伝・販売等を行うとともに、消費者、生産者、商工業者が一体となって参画・交流を深めることにより、地域の賑わいを図ることを目的とします。

2. 主催者

羽曳野市

3. 協力団体

羽曳野市観光協会

4. 開催予定

4月上旬 ・ 6月下旬 ・ 7月上旬（七夕祭） ・ 7月下旬（収穫祭）
8月下旬 ・ 9月下旬 ・ 10月上旬（はびきののタベ） ・ 11月下旬

※1 上記予定は、変更になる場合があります。（小雨決行）

※2 日時、会場等詳細に関しては、別途郵送またはメールにて連絡いたします。

5. 開催場所

駒ヶ谷駅西側公園（コロコロふれあいパーク）他 市内各地域

6. 出店資格

出店登録を行った開催目的及び出店条件に賛同いただける団体及び個人

7. 出店登録（事前登録）

所定の出店登録申込書に必要事項をご記入のうえ、申込書ならびに出店登録料を下記まで郵送または持参してください。郵送の場合は、下記振込先まで振り込みをお願いいたします。

ご記入いただいた内容に不備がない場合は出店登録料を徴収後、登録証明書類を発行します。なお、有効期間は登録証明書類の発行日より平成 30 年 3 月 31 日までとします。

【提出先】

羽曳野市役所生活環境部 観光課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号

TEL 072-958-1111 内線 2732

【登録料振込先】

りそな銀行 羽曳野支店 普通口座 8276408

羽曳野市観光協会 会長 黒川健三

8. 出店登録料

2,000円（年1回）

9. 登録募集期間

平成 29 年 3 月 1 日（水）より随時受付

10. 出店申込（各回）

出店登録を行った後、所定の出店申込書に必要事項をご記入のうえ、下記の方法にて申し込みを行ってください。

① 持参または郵送、FAXでの申し込み

羽曳野市役所生活環境部 観光課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL 072-958-1111 FAX 072-950-2055

※FAXでの申し込みの場合は、必ず到着確認を行ってください。

② メールでの申し込み

羽曳野市役所ホームページより所定用紙をダウンロードし、

観光課 (kankou@city.habikino.lg.jp) へ送信

※送信後、3日以上到着の確認がない場合は、観光課まで電話にて確認を行ってください。

11. 各回の募集期間

各開催月の2か月前から各開催月の第1金曜日まで。※ただし出張開催は別途期間を設けます。

12. 出店料（各回）

無 料

13. 出店募集台数（各回）

軽トラック 30台分（先着順）

※ただし、軽トラック・軽ワンボックス・ケータリングカーを優先する場合があります。

※出張開催の場合は、出店台数及び出店条件が異なる場合があります。

14. 出店規約

① 出店条件

○出店者は主催者の指示に従ってください。

○当事業の目的をご理解いただき、通常よりも安価でのご提供をお願いします。

○出店スペースは、原則1区画3.5m×5m（通路含む）で軽トラック・または軽ワンボックス、ケータリングカー※1、テント（フリーマーケット形式も含む）とします。

※1. ケータリングカーの場合で主催者側が特別な理由があると判断した場合は、軽車両以外での出店を認める事とする。

特別な理由の例※すべての条件を満たすものではありません。

○子どもたちが日ごろ体験できないような体験型の学習が可能であること（有料の場合はその金額を報告すること）

○軽トラ市で販売されている野菜や果物、加工品等を積極的に活用することが可能であること。

○定期開催に積極的に参加することが可能であること。

○フランチャイズの場合であっても通常の価格より低価格（軽トラ市価格）で提供できること。

○羽曳野の観光施策の推進に寄与することができること。

○各出店先でも「はびきの軽トラ市」のPRを行えること。（主催者側でのビラの配布等が禁止されている場合を除く。）

○事業の実施にあたり、主催者側が出店者側に依頼を行った場合。

○出店位置は主催者が決定し、実施日までに通知します。

○電気、水道が必要な場合は持ち込みとなります。

- 食品衛生法に基づく許可と露天営業の申請が必要なものはあらかじめ出店者側で許可を受けてください。また、食品の販売に必要な表示（名称・原材料・食品添加物名・消費期限または賞味期限・製造者等）は確実に行ってください。その他、出店者個々の営業に必要な（酒類の販売・古物商など）許認可は、出店者側で対応を行ってください。
- 発電機、ストーブ、コンロ、調理用器具等を使用する場合に、対象火気器具や周囲の可燃物等の消化に適応した消火器の準備をした上で使用してください。
- コピー商品など法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと主催者が判断したものは販売や宣伝はできません。
- 会場内での盗難や破損、事故、または販売商品による食中毒などが発生した場合は、当該出店者の責任で速やかに対応し、主催者に報告してください。
- 出店に関する事故やトラブル等について主催者は一切責任・保証を負いません。
- 販売品目や出店品目の変更を行う場合は事前に主催者へ申し出てください。
- 開催時間中は、会場内で車両の移動はできません。

②出店品目

- 野菜、果物、食品加工品、商工業用品、工芸品
- 各種団体活動のPR
- 生涯学習活動の発表及び展示
- その他主催者が適当と認めるもの

③清掃など

- 出店場所及びその周辺は、出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については出店者が責任を持って回収し、持ち帰ってください。
- 当日の気象変化の対応については、出店者側で行ってください。

④開催中止

- 天候不良、落雷等の際は、開催を中止する場合があります。なお、開催の中止の決定は主催者側で行い、開催当日の2時間前に決定します。中止の確認は、お電話（072-958-1111）にてお問い合わせください。
- 予備日での開催はありません。また、開催中止の場合に生じる損害については、主催者は補償しません。

⑤出店の取止めと個人情報

- 暴力団排除のため、出店者の個人情報を警察に照会することがあります。出店者が暴力団員又は暴力団密接関係者と認められたときは出店できません。また、登録後暴力団員又は暴力団密接関係者と認められたときは登録を取り消します。また、政治的・宗教的活動行為は禁止します。
- 主催者側の指示や出店規約を遵守しない場合は、主催者の判断で出店取止めて頂くことがあります。

- 無断での出店キャンセル等を行った場合は、以後の出店を認めない場合があります。
- 登録および出店申込でいただいた個人情報は厳重に保管しますが、他の事業への参加の案内等に使用する場合があります。
- 出店後に購入者より主催者側へ出店者に関する問い合わせがあった場合は、連絡先を購入者側へお伝えいたしますので、販売の際に、連絡先が来場者へ分かるように表示をしてください。
- 撮影した写真等の肖像権は、すべて主催者に帰属し、記録等も含めてテレビ・新聞・雑誌・インターネット等へ掲載する場合があります。